

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくりに関
する意見書

今、長時間労働は社会全体にとって大きな問題であり、働く人たちの心身の健康への影響、家庭生活との両立の困難さ、地域社会の担い手不足、少子化などの問題を投げ掛けている。

このときに「ワーク・ライフ・バランス」という観点から、働き方や暮らし方、地域社会の在り方を見直すことが求められている。

目指すものは、一人一人が健康で生き生きと働き続けることができ、安心して妊娠・出産、育児や介護などの家庭生活を充実させ、自らの職業能力開発を図り、地域活動にも参加できる「ワーク・ライフ・バランス社会」である。

その実現に向けて、生駒市は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に沿って、仕事と生活の調和を実現している企業への支援、保育や介護サービスの充実など、ワーク・ライフ・バランスのまちづくりに行政・企業・労使団体・民間団体・住民が一体となって取り組まなければならない。

さらに、厚生労働省の研究会が平成16年6月にワーク・ライフ・バランスについて、「政府には、『仕事と生活の調和』の実現に向けた環境整備に早急に着手することが期待される」とする報告書をまとめている。

このことから、国においては、ワーク・ライフ・バランスは労働政策に限るものではなく、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるよう（仮称）「仕事と生活の調和推進基本法」を制定するなど、政策の基本方向を定め、総合的かつ計画的に施策を実行することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月11日

生 駒 市 議 会